

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第3回）

◆開会年月日	令和7年3月19日（水曜日）										
◆開催の場所	第3委員会室										
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	森	覚	委員
	中島綾菜	委員	吉岡健	委員	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員	平山杏香	委員	委員
	平山杏香	委員	松井優美子	委員							
◆欠席委員	なし										

◆協議事項	2月定例会最終日の運営について
	* 議場内の撮影及び録音の許可について

※ 傍聴の許可（東京新聞）

◆議事内容

午前9時37分開会

2月定例会最終日の運営について

1 議案の撤回について

第35号議案 財産の減額貸付について、3月18日付けで、市長から議案を撤回したい旨の申し出があった。

よって、第35号議案の上程後に、議案の撤回について諮るもの。（簡易採決）

※ 議長シナリオの確認

→ 簡易採決によることを決定

※「なお、簡易採決において異議があった場合には、起立採決にて採決を行うので御了承願いたい。」＜武田事務局長＞ → 了解

2 委員長報告について

一般会計予算特別委員会が会期中に開催されたことから、各常任委員長報告とともに一般会計予算特別委員長報告を行うもの。

報告時期は、第35号議案以外の議案の上程後とし、同一の議事日程の中で、一般会計予算特別委員長、総務文教委員長、福祉子ども委員長、建設環境委員長の順序により行う。 → 了解

また、委員長報告に対する質疑、討論についても、同一の議事日程の中で行い、採決についても、一般会計予算（第9号議案）を含め、議案番号順に行う。

→ 了解

なお、議案の委員会審査結果表には、一般会計予算特別委員会の審査結果も記載する。 → 了解

また、第35号議案については、撤回が見込まれることから、総務文教委員会

審査終了後に撤回されたものであるが、当初から提出されていないものとみなし、委員会審査結果表への記載は行わず、総務文教委員長からも当該部分に対する委員長報告は行わない。

※会議録上においては審査の経過は記載される。 → 了解

3 閉会中の特定事件の委員会付託について

別紙のとおり、

福祉子ども委員長から

- ・「重層的支援体制整備事業について」

建設環境委員長から

- ・「水害対策について」

それぞれ付託され、付託事項の調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることにしたいとの申し出があった。 → 了解

4 市長追加提出議案について

- ・第38号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第1号）

- ・第39号議案 副市長の選任につき同意を求めることについて

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

→ 了解

○上程時期 → 閉会中の特定事件の委員会付託終了後に上程することを決定

○質疑通告 → 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで受け付けることを決定

※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。

→ 了解

○質疑時間 → 答弁を含め80分以内とすることを決定

○質疑時期 → 通告受付の休憩再開後とすることを決定

○委員会付託 → 省略することを決定

○討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定

○採 決 → 電子採決によることを決定

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

また、人事案件候補者を本会議における参考人として出席を求める場合は、令和6年6月24日の議会運営委員会で決定しているとおり、次のとおり取り扱う。

●出席要求 市長追加提出議案に対する質疑通告の受付期間中に、次の事項を議会事務局に申し出る。

- ・参考人を求める対象となる議案名
- ・出席を求める参考人候補者の氏名
- ・意見を聴取する事項

今回の場合

「副市長候補者としての所信について」

※出席要求については、議事日程にないことから、議長による休憩中の案内はないが、申し出の締め切りは質疑通告と同時期となるのでご注意ください。

→ 了解

なお、市長追加提出議案に対する質疑通告、参考人の出席要求があった場合は、発言通告者数及び通告時間、参考人招致等の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。 → 了解

5 議員提出議案について

・議第1号議案の1件（条例1件）

- 上程時期 → 市長追加提出議案の採決後に上程することを決定
- 質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採 決 → 電子採決によることを決定

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

6 特別委員会の設置及び特定事件の委員会付託について

2月26日の各会派交渉会で、「議会改革について」調査するため、特別委員会を設置の上、閉会中の特定事件の付託を受けることを確認したことから、その手続を行うもの。

- 特別委員会の名称 議会改革特別委員会
- 特定事件 議会改革について
- 委員会の設置時期 議員提出議案の採決後
- 委員会の設置期間 調査終了まで（閉会中の継続調査）
- 委員の定数 11名

→ 了解

7 議会改革特別委員会委員の選任について

各会派から選出された次の委員について、選任を行うもの。

- 草加自民党・無所属の会 白石議員、芝野議員、小川議員（3名）
- SOKA新政 田川議員、吉岡議員、佐藤利器議員（3名）
- 公明党 堀込議員、藤原議員、石川議員（3名）
- 市民共同 佐藤憲和議員（1名）
- 立憲民主党 菊地議員（1名）

→ 了解

8 議会改革特別委員会正・副委員長の互選結果報告について

先例により、議会改革特別委員会委員の選任後に休憩をとり、第1・2委員会室において委員会を開催し、正・副委員長の互選を行う。 → 了解

また、本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。 → 了解

9 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会定期総会〔4月30日（水）・埼玉県吉川市〕に議員を派遣するため、地方自治法 及び 会議規則の規定により、議決を行うもの。 → 了解

10 退任者あいさつについて

「議会運営に関する申し合わせ事項」により、3月31日付けで退職する高橋副市長から、退任のあいさつを行う。 → 了解

また、あいさつの時期は、市長の閉会のあいさつの前。 → 了解

11 議事日程について

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

※ 休憩箇所の確認 → 了解

12 その他

(1) 人事案件候補者のあいさつについて

追加提出の人事案件候補者による各会派控室へのあいさつは先日行われている。 → 了解

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が開催される可能性があることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。 → 了解

(3) 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

(4) 検討事項の協議に係る委員会の日程について

※「本会議の開議時間が迫ってきたので、12その他の(3)及び(4)は、本日の本会議終了後の議会運営委員会で改めて御協議いただきたい。」

＜武田事務局長＞

※「12その他の(3)及び(4)は、本日の本会議終了後の議会運営委員会で改めて協議するということでよいか。」＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 12その他の(3)草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について及び(4)検討事項の協議に係る委員会の日程については、本日の本会議終了後の議会運営委員会で改めて協議することを決定

* 議場内の撮影及び録音の許可について

※「東京新聞から本日の本会議を傍聴席から写真撮影及び録音をしたい旨の申し出があったので、議長をして許可させていただくので御了承願いたい。」

＜武田事務局長＞ → 了解

午前9時57分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 議案の委員会審査結果表
- ・ 閉会中の特定事件付託申し出一覧表
- ・ 市長追加提出議案
- ・ 議員提出議案
- ・ 議員の派遣
- ・ 議事日程
- ・ 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

議会運営委員会協議事項

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）

午前 9 時 3 0 分 第 3 委員会室

2 月定例会最終日の運営について

1 議案の撤回について

第 3 5 号議案 財産の減額貸付について、3 月 1 8 日付けで、市長から議案を撤回したい旨の申し出があった。

よって、第 3 5 号議案の上程後に、議案の撤回について諮るもの。（簡易採決）

議長シナリオ 「総務文教委員会に付託されておりました第 35 号議案 財産の減額貸付については、3 月 1 8 日付けで、市長から撤回したい旨の申し出がありました。

よって、第 35 号議案の撤回についてを議題といたします。

市長から第 35 号議案の撤回理由の説明を求めます。

山川市長。

〔市長説明〕

以上で、撤回理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。

第 35 号議案の撤回については、これを承認いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

御異議なしと認めます。

よって、第 35 号議案の撤回については、これを承認することに決しました。」

2 委員長報告について

一般会計予算特別委員会が会期中に開催されたことから、各常任委員長報告とともに一般会計予算特別委員長報告を行うもの。

報告時期は、第35号議案以外の議案の上程後とし、同一の議事日程の中で、一般会計予算特別委員長、総務文教委員長、福祉子ども委員長、建設環境委員長の順序により行う。

また、委員長報告に対する質疑、討論についても、同一の議事日程の中で行い、採決についても、一般会計予算（第9号議案）を含め、議案番号順に行う。

なお、議案の委員会審査結果表には、一般会計予算特別委員会の審査結果も記載する。

また、第35号議案については、撤回が見込まれることから、総務文教委員会審査終了後に撤回されたものであるが、当初から提出されていないものとみなし、委員会審査結果表への記載は行わず、総務文教委員長からも当該部分に対する委員長報告は行わない。

※会議録上においては審査の経過は記載される。

3 閉会中の特定事件の委員会付託について

別紙のとおり、

福祉子ども委員長から

- ・「重層的支援体制整備事業について」

建設環境委員長から

- ・「水害対策について」

それぞれ付託され、付託事項の調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることにしたとの申し出があった。

4 市長追加提出議案について

- ・第38号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第1号）
 - ・第39号議案 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

- 上程時期 閉会中の特定事件の委員会付託終了後
- 質疑通告 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで
※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。
- 質疑時間 答弁を含め80分以内
- 質疑時期 通告受付の休憩再開後
- 委員会付託 先例及び「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により省略
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
- 採 決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

また、人事案件候補者を本会議における参考人として出席を求める場合は、令和6年6月24日の議会運営委員会で決定しているとおり、次のとおり取り扱う。

- 出席要求 市長追加提出議案に対する質疑通告の受付期間中に、次の事項を議会事務局に申し出る。
 - ・参考人を求める対象となる議案名
 - ・出席を求める参考人候補者の氏名
 - ・意見を聴取する事項

今回の場合

「副市長候補者としての所信について」

※出席要求については、議事日程にないことから、議長による休憩中の案内はないが、申し出の締め切りは質疑通告と同時期となるのでご注意ください。

なお、市長追加提出議案に対する質疑通告、参考人の出席要求があった場合は、発言通告者数及び通告時間、参考人招致等の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。

5 議員提出議案について

- ・ 議第 1 号議案の 1 件（条例 1 件）

- 上程時期 市長追加提出議案の採決後
- 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
- 委員会付託 先例により省略
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
- 採 決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

6 特別委員会の設置及び特定事件の委員会付託について

2 月 2 6 日の各会派交渉会で、「議会改革について」調査するため、特別委員会を設置の上、閉会中の特定事件の付託を受けることを確認したことから、その手続を行うもの。

- 特別委員会の名称 議会改革特別委員会
- 特定事件 議会改革について
- 委員会の設置時期 議員提出議案の採決後
- 委員会の設置期間 調査終了まで（閉会中の継続調査）
- 委員の定数 1 1 名

7 議会改革特別委員会委員の選任について

各会派から選出された次の委員について、選任を行うもの。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 草加自民党・無所属の会 | 白石議員、芝野議員、小川議員（3 名） |
| S O K A 新政 | 田川議員、吉岡議員、佐藤利器議員（3 名） |
| 公明党 | 堀込議員、藤原議員、石川議員（3 名） |
| 市民共同 | 佐藤憲和議員（1 名） |
| 立憲民主党 | 菊地議員（1 名） |

8 議会改革特別委員会正・副委員長の互選結果報告について

先例により、議会改革特別委員会委員の選任後に休憩をとり、第 1 ・ 2 委員会室において委員会を開催し、正・副委員長の互選を行う。

また、本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。

9 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会定期総会〔4 月 3 0 日（水）・埼玉県吉川市〕に議員を派遣するため、地方自治法 及び 会議規則の規定により、議決を行うもの。

10 退任者あいさつについて

「議会運営に関する申し合わせ事項」により、3月31日付けで退職する高橋副市長から、退任のあいさつを行う。

また、あいさつの時期は、市長の閉会のあいさつの前。

11 議事日程について

別紙議事日程のとおり

※ 休憩箇所の確認

12 その他

(1) 人事案件候補者のあいさつについて

追加提出の人事案件候補者による各会派控室へのあいさつは先日行われている。

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が開催される可能性があることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

(3) 草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

大規模災害の発生等のやむを得ない事由により規定の傍聴人の定員により難しい場合は議長が別に定めることができる規定を定めるほか、社会情勢等の変化を反映した傍聴環境を整備することを目的として改正するもの。

令和7年4月1日施行とする。

(4) 検討事項の協議に係る委員会の日程について

一問一答方式の検討の後で協議することとなっていた検討事項「議会改革について」御協議いただきたい。

検討事項については、交渉会で議会改革特別委員会の設置提案があった状況を鑑みて協議の場について御判断いただくこととしていたが、2月26日の交渉会において議会運営委員会で提案された検討事項については、議会運営委員会で引き続き協議することとされている。

閉会後の市長及び正・副議長のあいさつ終了後に委員会を開催する。

【令和6年6月24日時点での各会派の意見】

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
①反問権（逆質問・反論）の導入	要検討	行う	まとまるところで	行う	要検討
②総合計画や行政評価等に基づいた、予算・決算審査及び評価 予算・決算審査の連動	調査研究が必要	行う	まとまるところで	行う	調査研究して効果があれば実施してもよい
③議会活動に関する評価・検証	調査研究が必要	まとまるところでよいが、行う	まとまるところで	行う	調査研究が必要

令和 7 年草加市議会 2 月定例会

議案の委員会審査結果表

委員会名	付 託 件 名	審査結果
一般会計 予算特別 委 員 会	第 9 号議案 令和 7 年度草加市一般会計予算	原案可決 (多数)
総務文教 委 員 会	第 2 号議案 令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 1 号）第 1 条 歳入全款、歳出中、市長室、総合政策部、総務部、自治文化部、議会事務局及び教育委員会に係る部分、第 2 条 繰越明許費の補正中、教育委員会に係る部分、第 3 条 債務負担行為の補正中、自治文化部に係る部分、第 4 条 地方債の補正	原案可決 (全員)
	第 1 9 号議案 草加市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 2 0 号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 2 1 号議案 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 2 2 号議案 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 2 3 号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)
	第 2 4 号議案 市長の給与の特例に関する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 2 5 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 2 7 号議案 草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決 (全員)
福祉子ども 委 員 会	第 3 4 号議案 財産の取得について	原案可決 (全員)
	第 2 号議案 令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 1 号）第 1 条 歳出中、福祉部、健康推進部及びこども未来部に係る部分、第 2 条 繰越明許費の補正中、こども未来部に係る部分、第 3 条 債務負担行為の補正中、福祉部に係る部分	原案可決 (全員)
	第 6 号議案 令和 6 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)
	第 7 号議案 令和 6 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)
	第 8 号議案 令和 6 年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)

委員会名	付 託 件 名	審査結果
	第 1 3 号議案 令和 7 年度草加市国民健康保険特別会計予算	原案可決 (多数)
	第 1 4 号議案 令和 7 年度草加市介護保険特別会計予算	原案可決 (全員)
	第 1 5 号議案 令和 7 年度草加市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 (全員)
	第 1 7 号議案 令和 7 年度草加市立病院事業会計予算	原案可決 (全員)
	第 2 8 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)
	第 2 9 号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)
建設環境 委 員 会	第 2 号議案 令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 1 号）第 1 条 歳出中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第 2 条 繰越明許費の補正中、都市整備部及び建設部に係る部分	原案可決 (全員)
	第 3 号議案 令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)
	第 4 号議案 令和 6 年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)
	第 5 号議案 令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決 (全員)
	第 1 0 号議案 令和 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算	原案可決 (全員)
	第 1 1 号議案 令和 7 年度草加市駐車場事業特別会計予算	原案可決 (全員)
	第 1 2 号議案 令和 7 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算	原案可決 (全員)
	第 1 6 号議案 令和 7 年度草加市水道事業会計予算	原案可決 (全員)
	第 1 8 号議案 令和 7 年度草加市公共下水道事業会計予算	原案可決 (全員)
	第 3 0 号議案 草加市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 3 1 号議案 草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)

委員会名	付 託 件 名	審査結果
	第 3 2 号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 第 3 3 号議案 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員) 原案可決 (全員)

令和7年草加市議会2月定例会

閉会中の特定事件付託申し出一覧表

委員会名	特 定 事 件 名
福祉子ども 委 員 会	重層的支援体制整備事業について
建設環境 委 員 会	水害対策について

令和 7 年 2 月 1 9 日 招 集

追加提出議案

草 加 市 議 会 2 月 定 例 会

議 案 目 次

第 3 8 号議案	令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 3 9 号議案	副市長の選任につき同意を求めることについて	1

第 39 号議案

副市長の選任につき同意を求めることについて

山本好志氏を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 吉川市 [REDACTED]

氏 名 やま もと こう じ
山 本 好 志

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 7 年 3 月 18 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

新たに副市長として山本好志氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	吉川市	
氏 名	山 本 好 志	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	昭和 6 2 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
職 歴 等	昭和 6 2 年 4 月	埼玉県採用 教育局埼葛教育事務所主事
	平成 2 年 4 月	教育局管理部財務課主事
	平成 5 年 4 月	企画財政部財政課主事
	平成 7 年 4 月	同部財政課主任
	平成 9 年 4 月	自治研修センター主任
	平成 1 0 年 4 月	総合政策部まちづくり支援課主査 (浦和市・大宮市・与野市合併推進協議会事務局計画調整主幹)
	平成 1 2 年 4 月	総務部財政課主査 (予算・財務管理担当)
	平成 1 6 年 4 月	労働商工部労働商工総務課主査 (総務経理担当)
	平成 1 7 年 4 月	総合政策部文化振興課主幹 総合政策部文化振興課課付 (芸術文化振興財団事業部事業総括・舞踏担当グループリーダー)
	平成 1 9 年 4 月	産業労働部金融課主幹 (制度融資担当)
	平成 2 2 年 4 月	企画財政部地域政策課主幹 (地域振興担当)
	平成 2 3 年 3 月	同部交通政策課副課長
	平成 2 3 年 4 月	埼玉高速鉄道株式会社総務部長 (兼) 企画課長
	平成 2 5 年 4 月	総務部部付 (彩の国さいたま人づくり広域連合事務局人材開発部長)
	平成 2 7 年 4 月	県民生活部消費生活課長
	平成 2 9 年 4 月	出納総務課長
	平成 3 1 年 4 月	県民生活部部付 (芸術文化振興財団専務理事 (兼) 事務局長 (兼) 彩

の国さいたま芸術劇場館長)

令和 3 年 4 月 議会事務局副事務局長

令和 5 年 4 月 労働委員会事務局長、現在に至る。

令和 7 年 度

草 加 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

第 38 号議案

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度草加市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 145,319 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,821,319 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 18 日提出

埼玉県草加市長 瀬戸 百合子

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		3,975,361	145,319	4,120,680
	1 基金繰入金	3,913,676	145,319	4,058,995
歳入合計		91,676,000	145,319	91,821,319

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		5,900,493	145,319	6,045,812
	1 教育総務費	2,105,318	134,926	2,240,244
	2 小学校費	1,782,692	6,190	1,788,882
	3 中学校費	1,343,183	4,203	1,347,386
歳 出 合 計		91,676,000	145,319	91,821,319

草加市一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	3,975,361	145,319	4,120,680
歳入合計	91,676,000	145,319	91,821,319

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費	5,900,493	145,319	6,045,812
歳 出 合 計	91,676,000	145,319	91,821,319

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			145,319
			145,319

2 歳 入
(款) 18 繰 入 金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	3,482,788	145,319	3,628,107
計	3,913,676	145,319	4,058,995

18 繰 入 金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	145,319	財政調整基金繰入金

3 歳 出
(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3学校教育費	505,205	134,926	640,131				134,926
計	2,105,318	134,926	2,240,244				134,926

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	1,658,289	16,516	1,674,805				16,516
2教育振興費	124,403	△10,326	114,077				△10,326
計	1,782,692	6,190	1,788,882				6,190

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理費	1,192,996	10,842	1,203,838				10,842
2教育振興費	122,187	△6,639	115,548				△6,639
計	1,343,183	4,203	1,347,386				4,203

10 教育費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	134,926	◎学校給食管理運営事業〔学務課〕 ・学校給食食材費補助金
		134,926 134,926

10 需用費	16,516	◎特色ある学校経営推進事業（小学校）〔総務企画課〕 ・需用費
		16,516 16,516
19 扶助費	△10,326	◎学校就学援助事業（小学校）〔学務課〕 ・扶助費
		△10,326 △10,326

10 需用費	10,842	◎特色ある学校経営推進事業（中学校）〔総務企画課〕 ・需用費
		10,842 10,842
19 扶助費	△6,639	◎学校就学援助事業（中学校）〔学務課〕 ・扶助費
		△6,639 △6,639

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）

1 概 要

草加市一般会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額 91,676,000 千円に、歳入歳出それぞれ 145,319 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,821,319 千円とするものであります。

その内容は、歳入については、繰入金の追加を行うものであり、歳出については、学校給食管理運営事業費、特色ある学校経営推進事業費（小学校）及び特色ある学校経営推進事業費（中学校）の追加並びに学校就学援助事業費（小学校）及び学校就学援助事業費（中学校）の減額を行うものであります。

2 歳 出 予 算 財 源 内 訳 一 覧 表
(個 表)
10款 教育費
01項 教育総務費
03目 学校教育費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
10 . 01 . 03	
	学校給食管理運営事業 [学務課] [補正理由] 令和 6 年 1 0 月に実施した学校給食費の改定前後の差額を補助し、保護者の負担低減を図るものです。
10 . 02 . 01	
	特色ある学校経営推進事業 (小学校) [総務企画課] [補正理由] 主体的な学校経営の推進を図るため、小学校への学校配当予算を増額するものです。

10款 教育費
02項 小学校費
01目 学校管理費

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
134,926					134,926
134,926					134,926
16,516					16,516
16,516					16,516

10款 教育費
02項 小学校費
02目 教育振興費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
10 . 02 . 02	
	学校就学援助事業（小学校）〔学務課〕 〔補正理由〕 令和6年10月に実施した学校給食費の改定前後の差額分を補助することに伴い、就学援助費を減額するものです。
10 . 03 . 01	
	特色ある学校経営推進事業（中学校）〔総務企画課〕 〔補正理由〕 主体的な学校経営の推進を図るため、中学校への学校配当予算を増額するものです。

10款 教育費
03項 中学校費
01目 学校管理費

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10,326					10,326
10,326					10,326
10,842					10,842
10,842					10,842

10款 教育費
03項 中学校費
02目 教育振興費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
10 . 03 . 02	
	学校就学援助事業（中学校）〔学務課〕 〔 補正理由 〕 令和 6 年 1 0 月に実施した学校給食費の改定前後の差額分を補助することに伴い、就学援助費を減額するものです。
	合 計

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
6,639					6,639
6,639					6,639
145,319					145,319

令和 7 年

草加市議会 2 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和7年3月19日

草加市議会議長 広 田 丈 夫 様

提出者 芝 野 勝 利

賛成者 鈴 木 由 和

〃 石 川 祐 一

〃 佐 藤 憲 和

〃 菊 地 慶 太

草加市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

議第 1 号議案

草加市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

草加市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 34 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 23 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 53 条において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 36 条第 2 項中「この章及び第 53 条において」を削る。

第 37 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 43 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 53 条において」を削る。

第 44 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 52 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 53 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

草加市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(定義) 第2条 条文略 2 条文略 3 条文略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員 (以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」とい う。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が 組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。 ただし、草加市情報公開条例(平成12年条例第30号。以下「情 報公開条例」という。)第2条第5号に規定する公文書(同条例 第27条第2項各号に掲げるものを除く。以下「公文書」という。) に記録されているものに限る。	(定義) 第2条 条文略 2 条文略 3 条文略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員 (以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」とい う。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が 組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。 ただし、草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第2条 第5号に規定する公文書(同条例第27条第2項各号に掲げるも のを除く。以下「公文書」という。)に記録されているものに限 る。
5 条文略 ゝ 9 条文略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に	5 条文略 ゝ 9 条文略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)

規定する特定個人情報という。

11 条文略

〃 〃

13 条文略

(利用及び提供の制限)

第12条 条文略

2 条文略

〃 〃

4 条文略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第34条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃
略	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されるとき、又

第2条第9項に規定する特定個人情報という。

11 条文略

〃 〃

13 条文略

(利用及び提供の制限)

第12条 条文略

2 条文略

〃 〃

4 条文略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃
略	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されるとき、又

		は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき
略	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 条文略

(1) 条文略

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人
事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 条文略

ウ 〃

キ 条文略

(2) 条文略

		は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 1 0 項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき
略	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 条文略

(1) 条文略

ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人
事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 条文略

ウ 〃

キ 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略	(3) 条文略
3 条文略 (開示請求権)	3 条文略 (開示請求権)
第23条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 <u>議会の保有する自己を本人とする保有個人情報</u> の開示を請求することができる。	第23条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 <u>自己を本人とする保有個人情報</u> の開示を請求することができる。
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第53条において「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第32条 条文略	第32条 条文略
2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
(1) 条文略	(1) 条文略
(2) 条文略	(2) 条文略
3 条文略 (訂正請求権)	3 条文略 (訂正請求権)
第36条 条文略	第36条 条文略
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下

この章及び第53条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 条文略
(訂正請求の手続)

第37条 条文略

2 条文略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第43条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、議長は、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 条文略
(2) 条文略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第53条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 条文略
(利用停止請求の手続)

第44条 条文略

「訂正請求」という。）をすることができる。

3 条文略
(訂正請求の手続)

第37条 条文略

2 条文略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第43条 何人も、自己を本人とする保有個人情報のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 条文略
(2) 条文略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 条文略
(利用停止請求の手続)

第44条 条文略

2 条文略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第52条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第53条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定期間における開示請求等の提供その他の開示請求等を行うようとした適切な措置を講ずるものとする。	2 条文略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第52条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第53条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定期間における開示請求等の提供その他の開示請求等を行うようとした適切な措置を講ずるものとする。
---	---

議 員 の 派 遣

令和 7 年 3 月 1 9 日

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 6 6 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 東南部正副議長会定期総会

- (1) 派遣目的 東南部正副議長会定期総会への出席
- (2) 派遣場所 埼玉県吉川市
- (3) 派遣期間 令和 7 年 4 月 3 0 日 (水)
- (4) 派遣議員 田 中 宣 光 議員

令和 7 年 草 加 市 議 会 2 月 定 例 会
議 事 日 程 （ 第 2 9 日 ）

令和 7 年 3 月 1 9 日（水曜日）
午 前 1 0 時 開 議

- 1 開 議
- 2 議案の上程（第 3 5 号議案）
- 3 議案の撤回（第 3 5 号議案）
- 4 撤回理由の説明（第 3 5 号議案）
- 5 議案の上程
- 6 委員長報告
 - △ 一般会計予算特別委員長報告
 - △ 総務文教委員長報告
 - △ 福祉子ども委員長報告
 - △ 建設環境委員長報告
- 7 委員長報告に対する質疑（質疑通告受付）
- 8 討 論（討論通告受付）
- 9 採 決
- 1 0 閉会中の特定事件の委員会付託
- 1 1 市長追加提出議案の報告及び上程
- 1 2 市長追加提出議案の説明（質疑通告・参考人出席要求受付）
- 1 3 市長追加提出議案に対する質疑※参考人の出席要求があった場合
日程の追加（参考人の出席要求、〈休憩〉、
参考人の意見、〈休憩〉、参考人の意見に対する質疑）
- 1 4 委員会付託省略（討論通告受付）
- 1 5 討 論
- 1 6 採 決
- 1 7 議員提出議案の報告及び上程
- 1 8 議員提出議案の説明（質疑通告受付）
- 1 9 議員提出議案に対する質疑
- 2 0 委員会付託省略（討論通告受付）
- 2 1 討 論
- 2 2 採 決
- 2 3 特別委員会の設置及び特定事件の委員会付託
- 2 4 議会改革特別委員会委員の選任（議会改革特別委員会）
- 2 5 議会改革特別委員会正・副委員長の互選結果報告
- 2 6 議員の派遣
- 2 7 退任者あいさつ
- 2 8 市長あいさつ
- 2 9 閉 会

草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則

（令和 7 年 3 月 日
議 会 規 則 第 号）

草加市議会傍聴規則（昭和 4 0 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第 5 条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第 5 条第 5 号及び第 6 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯し、又は着用しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 6 条各号を次のように改める。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (3) 傍聴席において、携帯電話端末等の情報通信機器を使用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

いこと。

第7条の見出し中「写真、映画等の撮影及び録音」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第8条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第9条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

草加市議会傍聴規則の一部を改正する規則の新旧対照表

旧	新
(傍聴人の定員) 第3条 条文略 2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入場を制限することがある。 (傍聴席に入ることができない者) 第5条 条文略 (1) 条文略 (2) 酒気を帯びていると認められる者 (3) 他の者に著しく不快感を与える服装をしている者 (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者 (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者 (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者	(傍聴人の定員) 第3条 条文略 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。 (傍聴席に入ることができない者) 第5条 条文略 (1) 条文略 (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 (3) 酒気を帯びていると認められる者 (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯し、

(傍聴人の守るべき事項) 第6条 条文略 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) 飲食又は喫煙しないこと。 (4) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。 (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音の禁止) 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。 (係員の指示) 第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。	又は着用しているか否かを質問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。 (傍聴人の守るべき事項) 第6条 条文略 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。 (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。 (3) 傍聴席において、携帯電話端末等の情報通信機器を使用しないこと。 (4) 飲食又は喫煙をしないこと。 (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。 (写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止) 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場) 第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。 (係員の指示) 第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。
--	--